

職員の給与に関する条例改正 南九州市職員の給与に関する条例

鹿児島県への職員派遣に伴い、地域手当及び単身赴任手当の支給が見込まれることからこれらの規定を追加しました。
この条例は平成24年4月1日から施行されます。

報酬及び費用弁償等の改正 南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例

地区内の医師会より、学校・幼稚園医等の報酬が、南さつま市と差違があるため均衡を図ってほしいとの要望を受け改正するものです。
この条例は平成24年4月1日から施行されます。

特別職の給料等減額

南九州市長及び副市長の給与等に関する条例
南九州市教育長の給与・勤務時間等に関する条例

財政の健全化の一環として、市長、副市長、教育長の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの給料月額を下記のとおり改正しました。

市長	744,300円（10%減額）
副市長	618,400円（5%減額）
教育長	594,600円（3%減額）

この条例は平成24年4月1日から施行されます。



高田校区公民館

地区(校区)公民館の休館日統一 南九州市公民館条例

市内全ての地区（校区）公民館の休館日を12月29日から翌年の1月3日、祝日、及び毎週日曜日に統一しました。また、社会教育法の一部改正により、これまで社会教育法で規定されていた公民館運営審議会委員の任命基準を、本条例で決めました。

この条例は平成24年4月1日から施行されます。

仏壇産業後継者の資金貸与額を拡充 南九州市仏壇産業後継者育成確保資金貸与条例

仏壇産業後継者育成制度における新規後継者への資金貸与額を月3万円から5万円に拡充するため改正しました。
この条例は平成24年4月1日から施行されます。

子ども医療費助成を拡充 南九州市子ども医療費助成条例

保護者の負担軽減を図るため、対象年齢を12歳未満から中学生までに引き上げ、名称を乳幼児医療費助成から子ども医療費助成に改正しました。
この条例は平成24年6月1日から施行されます。

図書館協議会委員の 任命規定を追加 南九州市図書館条例

図書館法の改正に伴い、これまで図書館法で規定されていた図書館協議会委員の任命基準を本条例で決めました。

この条例は平成24年4月1日から施行されます。